

人口動態(令和2年2月末現在) 市民課(Tel64-1513)

人口	37,049人(前月比-74)	人口前月比の内訳	
男	17,278人	出生	17人
女	19,771人	死亡	45人
世帯数	14,431世帯(前月比-10)	転入等	60人
		転出等	106人

お知らせ

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月) 場所 税務課資産税係 縦覧できる人 1 みやま市固定資産税の納税者 2 納税者の同意を得た人(委任状が必要) 必ず運転免許証など本人確認のための書類をお持ちください

国税務課 資産税係 (Tel 64・1536 / Fax 64・1512)

食療養費差額支給の取り扱い(非課税世帯)

市民健康保険では令和2年4月1日より、非課税世帯の人の食療養費標準負担差額支給の取り扱いを見直しました。見直し後は、通算91日目の入院日から長期入院該当日前日までを差額支給の対象とします。

すでに申請済みの方で、医療機関支払い後2年以内の方は、支給済み額との差額を申請できる場合があります。対象と思われる人には別途通知を送付しています。詳しくは問い合わせください。 問 健康づくり課 国保年金係 (Tel 64・1529)

浄化槽使用料を減額します

令和2年度より、市が維持管理している浄化槽の使用料について、次の条件すべてに該当する場合、月額500円減額します。この減額に対する手続きは必要ありません(市に住民票がない場合を除く)。

- ▼減額条件 1 使用者が1人または2人で、全員75歳以上
- 2 浄化槽が6人槽以上
- 3 建物用途が一般住宅で、浄化槽用途が一般家庭用であること
- 4 複数使用する場合は1基のみ減額
- ▼減額判定基準日 毎年4月1日(年度中の見直しは行いません)

※市に住民票がなくても条件に該当する場合は、届け出をすることで減額対象となる場合があります。詳しくはホームページまたは問い合わせください

問 上下水道課 庶務係 (Tel 64・1533)



市が維持管理する浄化槽を譲渡します

市が維持管理する浄化槽を使用者などに無償で譲渡いたします。 譲渡条件 1 設置後10年以上経過していること 2 譲渡後の維持管理を適正に行うこと 3 譲渡時期 設置後10年経過後の翌年度以降

不正大麻・けし撲滅運動

けしは春から夏にかけて美しい花を咲かせますが、大麻の原料となるため、栽培や所持が禁止されている種類があります。違法と知らずに植えられていることがありますが、見かけた人は、南筑後保健福祉環境事務所または最寄りの警察署にご連絡ください。

▼植えてはいけないけし ソムニフェルム種、セティゲルム種、ハカオニゲシ ▼厚生労働省のホームページでも確認できます ※大麻・けしの見分け方(厚生労働省) http://www.mhlw.go.jp/bunya/kyakuhin/yakubuturan/other/faina_miwakata.html

問 南筑後保健福祉環境事務所 企画指導係 (Tel 72・2111)

植えてはいけないけし



ソムニフェルム種



セティゲルム種

詳しくはホームページまたは問い合わせください 問 上下水道課 庶務係 (Tel 64・1533)



広報紙の配布

「広報みやま」は区長文書で各世帯にお届けしています。また、山川・高田支所や図書館、市内のJR・西鉄の駅や郵便局などにも設置しているほか、市ホームページでもご覧いただけます。なお、行政区未加入世帯の方のうち、足が不自由などで広報紙設置場所まで取りに行くのが困難な方などへは郵送もいたしますので、ご連絡ください。また、目の不自由な方のため、「点字広報」(音声CD広報)をボランティアグループよりお届けしています。ご希望の方は連絡ください。詳しくはホームページまたは問い合わせください

問 秘書広報課 秘書広報係 (Tel 64・1501 / Fax 64・1503)

4月は20歳未満飲酒防止

【お酒は二十歳になってから】 未成年者がお酒を飲むと、脳の機能の低下、肝臓などの臓器への障害、性ホルモンの分泌異常などのリスクが高くなります。



コミュニティ助成事業のお知らせ

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、行政区、自治会などの、地域に密着した団体に対し、助成を行っています。

▼助成の内容 1 コミュニティセンター助成事業(公民館などの建設に要する事業費の5分の3以内。上限1500万円) 2 一般コミュニティ助成事業(コミュニティ活動に必要な設備などの整備に要する経費。100万円以上250万円以下)

▼申し込み方法 企画振興課に備え付けの要望書、添付書類を作成し、提出してください。

※先着順で随時受け付けています。 ※現在、申請待ちの団体が多数あるため、自治総合センターへの正式な申請までは1は30年程度、2は20年程度かかる予定です。 問 企画振興課 企画・地方創生係 (Tel 64・1504)



令和4(2022)年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられますが、お酒に関する年齢制限は20歳のまま維持されます。 問 久留米税務署 (Tel 0942・32・4461)

民法改正後もみやま市の成人式は20歳で開催します

令和4(2022)年度から成年年齢が18歳に引き下げられますが、みやま市では令和4年度以降についても、これまでどおり20歳の人を対象に、成人式を実施します。

▼令和4年度以降に実施する成人式 対象年齢 20歳(年度内に20歳に達する人) ▼開催時期 成人の日(1月の第2月曜)の前日の日曜 ▼式の名前は今後検討します 問 社会教育課 社会教育係 (Tel 32・9180)



あなたの暮らしの法務相談

～成清行政書士事務所～

相続手続き・遺言書作成・行政手続き・在留資格関係手続き等 その他暮らしの困りごと相談をお受けします

出張訪問可

みやま市瀬高町太神15番地 行政書士 成清耕一

☎ 62-3283 (080-5704-6277) Email nari-koi@ace.ocn.ne.jp

広告

医療法人 洗心会 介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級) 受講生募集

●研修期間 2020年5月9日(土)～2020年8月4日(火)

●時間 火曜日・木曜日 18時30分～20時30分 土曜日 9時～16時

●会場 〒864-0041 荒尾市荒尾1997番地 医療法人 洗心会 在宅総合センター2階研修室 25,000円

●受講料 25,000円

●募集期間 4月1日(水)～5月8日(金)

●定員 30名程度 ※定員になり次第締め切ります

●その他 託児所もご利用出来ます(事前予約が必要)

●問い合わせ 〒864-0041 荒尾市荒尾1997番地 医療法人 洗心会 介護職員初任者研修事務局 Tel 0968-63-0330 担当(柴尾・中林・末吉)

★新型コロナウイルスの影響で順延もありえます



広告